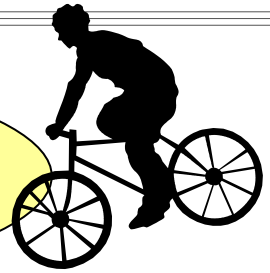


～あなたの 将来 をかえてしまうかもしれません～

自転車は車両です

交通違反や交通事故を起こすと、刑罰を受けたり、
損害賠償の責任を負うことがあります。

* 刑罰…懲役、禁錮、罰金等のことです。



自転車の主な違反

酒酔い運転

道路交通法
第65条第1項



罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

制動装置不良

道路交通法
第63条の9第1項



罰則 5万円以下の罰金

信号無視

道路交通法
第7条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

他にもこんな違反が…

右側通行

道路交通法
第17条第4項

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



指定場所一時不停止

道路交通法
第43条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

傘さし運転

京都府道路交通規則
第12条第9号
5万円以下の罰金



二人乗り

道路交通法第57条第2項
京都府道路交通規則第9条



罰則 2万円以下の罰金
又は科料

無灯火

道路交通法
第52条第1項



罰則 5万円以下の罰金

通行禁止違反

道路交通法
第8条第1項



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例

第3条 携帯電話、イヤホン又はヘッドホン
使用しながら運転をしないこと



あなた自身、そして周りの人の未来を守るため、自転車を安全に利用しましょう。

京 都 大 学